

# 行政視察報告書

平成24年10月9日

委員会名		議会運営委員会
参加者	委員長	井原 義雄
	副委員長	木村 正彦
	委員	井上 昌彦 大村 学 横田 八郎 木村 信市 田中 利恵子 奥山 孝二郎
	議長	加藤 仁司
	副議長	武松 忠
期間		平成24年7月19日(木)～20日(金)
視察地、 調査項目 及び概要	奈良県 生駒市	<p>1 決算審査方法の見直しについて 従来は9月定例会最終日に決算議案が市長から追加提案され、決算審査特別委員会を設置し、閉会中の10月中旬から11月中旬までの間で審査を行っていたが、予算編成に決算審査の意見を反映させるべきとの意見が多く出された。そこで、平成23年6月定例会で議会改革特別委員会を設置し、検討を重ね、また、それに併せ事業評価の実施が提案されたことなどから、決算審査方法の見直しを議会運営委員会で協議した結果、下記のとおり実施することとなった。</p> <p>(1) 9月定例会において決算議案を審査・議決し、翌年度の予算に反映させるよう変更した。</p> <p>(2) 6月定例会において決算特別委員会を設置し、委員による事業評価対象事業の抽出を行い委員から抽出された対象事業を正副委員長が取りまとめ、委員会としての事業評価の対象事業を決定する。</p> <p>(3) 市長へ対象となる事業評価書の調査書の提出を依頼し、回答のあった調査シートに基づき、各分科会で審査、議会評価報告書の作成の上、決算議案の附帯意見として提出する。</p> <p>2 予算審査の現状とその課題について 前期の最終年において、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置することとし、分科会による分割審査とした。また、予算関連議案を一体に審査する予算審査特別委員会の常任委員会化については、課題として認識しているが、下記のとおり実施することとなった。</p> <p>(1) 予算審査特別委員会は議長を除く23人で構成している。</p> <p>(2) 審査は4つの常任委員会を分科会形式とし、分科会の委員は常任委員会の委員としている。</p> <p>(3) 分科会審査は1日1分科会の審査として、最終日には修正案の審議と採決のための委員全員の委員会を開催している。</p> <p>(4) 分科会での審査は、議案ごとに関係部長から説明を受け、分科会委員による質疑等を行い、採決は行わない。</p> <p>(5) その後、委員会を再開し、理事者以下出席のもと議案ごとに分割して採決を行う。</p> <p>3 専門的知見の活用の実施概要について 指定管理者制度を活用した「生駒市立病院」の建設事業の基本設計において、議員から疑問点が示されたことから、その妥当性を検証するため、地方自治法第100条の2に基づく調査が所管常任委員会で提案され、委員会提出議案として議決された。そこで、調査内容である病院設計を解析することは議員では困難であるため、多数の病院設計に携わった有識者に調査報告書の提出を依頼した。</p> <p>4 参考人制度の実施概要について</p> <p>(1) ごみ搬入問題特別委員会において、市内ごみ業者が市から収集を委託されていた一般系廃棄物に事業系廃棄物を混在させていた問題を調査するため、委託業者3名とその他関係者3名を参考人として招致した。</p> <p>(2) 新病院設置等に関する特別委員会において、市における地域医療の今後のあり方と市立病院建設計画の意見聴取のため、医師会等の代表者を招致した。</p> <p>(3) 企画総務委員会において、「議員報酬と議員定数の削減」を求める直接請求が出されたことに伴い、請求者3名を参考人として招致した。</p> <p>5 議会基本条例の協議状況について 現在は、議会改革特別委員会において、各審査事項の協議が進められており、本年11月から条例案の策定に着手する予定である。</p> <p>6 基本的な計画の議決事件化について（地方自治法第96条第2項） 議会改革特別委員会において、議決事件として従来の総合計画の基本構想に加え、基本計画を議決対象とする条例化の協議を進めている。</p> <p>7 開かれた議会について（議会報告会、市民との対話（意見交換）等について） 議会報告会については、試行的に平成23年に市内4箇所で開催し、そのうち3箇所は平日昼間に開催、1箇所は平日夜間に開催した。内容としては、議決案件の報告、テーマに基づいた市民からの意見・要望の聴取、その他の行政課題に関する意見・要望の聴取の3部構成とした。今後、定期的を開催することは確認したが、試行的に開催した際の問題点や反省点の検証を行い、議会報告会開催要領案の策定に取り組んでいる。</p>

		<p>8 特色ある議会運営について 委員会についてインターネットで配信することが検討される中、費用的な面から配信は見送られたが、速やかに委員会の内容を周知するために、会議録の校閲前原稿をホームページで閲覧できるようにした。</p>
<p>視察地、 調査項目 及び概要</p>	<p>京都府 亀岡市</p>	<p>1 決算審査方法における事務事業評価手法の導入経過とその効果について 従前は12月定例会で審査していたが、現在は9月定例会で審査している。事務事業評価の取組については、議会改革特別推進委員会での検討事項の一つであった。決算審査を認定するだけでなく、その結果の市政の運営、予算に反映すべく始めた。事業評価にはなじまないもの、そして、事業を評価する上では内容を十分に理解する必要があるとの意見もあった。そこで、平成21年9月定例会からテスト実施をした。特別委員会の構成は議員全員が参加し、事業評価対象事業については、3分科会で分科会ごとに3から5事業を選択・評価し、分科会でまとめて最終的には廃止するなどの評価を行う。 平成22年9月定例会からは本格実施とし、実施概要は分科会で3から5事業を対象として選定、その事業を執行部に通知の上、執行機関が選定事業内容の資料を作成し、説明、個人評価、分科会評価、そして特別委員会での全体評価をまとめ、執行機関へ評価結果の送付の後、執行機関が検討し、改善するものがあれば改善して、次の予算の編成に当たっての報告をしている。 平成23年は審査日程を3日間から5日間に増やし、事業対象数は各分科会で9から10事業とした。平成23年の新しい取組として全体会で評価をまとめた提言を附帯決議とした。 また、今までの反省を踏まえ平成24年決算審査では分科会でのまとめではなく、全体会で実施するというので、通常の決算審査を分科会で行い、別の日に全体会で事務事業評価をすることとした。平成24年の決算特別委員会では、分科会で事業選定の理由、審査状況の報告、質疑・自由討議、評価のまとめ、指摘・要望及び附帯決議をする予定である。</p> <p>2 予算審査の現状とその課題について 議員の過半数未満の13人で構成する予算特別委員会を設置し、一般会計のみを付託しており、それ以外の会計は所管常任委員会に付託している。平成24年の日程は6日間の日程で最終的に附帯決議をしている。 課題として執行機関が提出される資料が分かりにくいなどの意見がある。</p> <p>3 議会基本条例制定までの経過と現在までの状況について 議会活性化の取組の一つとして、平成22年12月21日に特別委員会を設置し、議論してきた。その後、議会のあり方や目指すところを共通認識として、条文などについて全議員により17回の議論をしたが、結果的には条文ごとに委員数人が担当となり、条文案を検討・作成の上、取りまとめた。 条例素案については、パブリックコメント、市民説明会を実施し、市民の意見を伺った。特に前文については、時間を掛けて作成し、亀岡市議会の思いを記載し、「市民福祉の向上」を議会の基本理念とした。 また、条例では議会報告会を年1回以上と明記したが、実際には定例会ごとに年4回開催している。 なお、第8条においては反問権を規定しているが、当初は質問内容の確認としたものの、平成23年9月に制限なしの反問権とした。第10条には分かりやすい施策別の資料を提供することが記載されており、決算審査における施策の成果の概要としての位置付けがされている。</p> <p>4 議会報告会の状況について 議会基本条例の第7条において議会報告会が位置付けられ、定例会ごとに開催されており、4年間で48回を予定している。亀岡市には23自治会があるが、現在は、ほぼ一巡し、すべての自治会で開催されたことになる。この議会報告会は、議会基本条例運用基準に定められ実施されているが、平成23年3月14日には広報広聴特別委員会が設置され、議会だよりと議会報告会の運営を実施している。実施状況は現在3会場を同時に開催しており、報告会の内容は定例会の概要報告、各委員会審査報告、質疑応答、意見交換を実施している。参加者からの意見については、市政のこと、議会のことなど様々あり、広報広聴特別委員会で意見を分類して、委員会等に振り分けて、その検討結果をホームページで公表している。</p> <p>5 執行部等への反問権を付与した経過とその実績について 議会基本条例特別委員会において規定したものであるが、ルールとして一般質問は持ち時間制であるが、反問権については、その持ち時間に含めないとしたものである。実際に反問する場合には、反問することを議長に明確に伝えることになっている。</p> <p>6 文書質問制度の導入を協議した経過について 議会改革の検討項目の一つであった。一般質問を実施する上などから提案されたものであるが、現在は閉会中のみ実施するというので、1回1項目、質問の範囲は一般質問と同様に実施し、最終的には議会運営委員会において検討している。 形式的には現在の質問通告用紙に準じ、議長に提出して回答期限は2週間以内と予定している。この回答については、他の議員に対しても共有する予定である。</p> <p>7 特色ある議会運営について 特になし。</p>